

平成 16 年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について

岩手県環境生活部環境保全課

1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果

法 28 条の規定により、焼却施設等の設置者には、排出ガス、排出水及びばいじんに含まれるダイオキシン類を測定し、その結果を県知事に報告すること義務付けられており、また、県知事は、施設設置者からの報告をとりまとめて公表することとされています。

(詳細は、表 1 ~ 3 のとおりです。)

各施設に係る自主測定結果の報告状況

測定対象	測定対象施設数	測定報告施設数	未測定	自主測定実施率(%)
排出ガス	156	150	6	96.2
排出水	6	6	0	100
ばいじん等	156	151	5	96.8

排出ガスに係る排出基準適合状況

報告のあった自主測定結果は、0.0~8.8 ng -TEQ/m³ の範囲であり、1 施設で排出基準を超過していました。(自主測定値：8.8 ng -TEQ/m³、排出基準値：5 ng -TEQ/m³)

なお、基準を超過した施設は、施設改善のため、現在休止中です。

排出水に係る排出基準適合状況

報告のあった自主測定結果は、0.0015~1.2 pg -TEQ/L の範囲であり、全て排出基準値以下でした。(基準値：10 pg -TEQ/L)

ばいじん等に係る基準適合状況

報告のあった自主測定結果は、0.0~11 ng -TEQ/g の範囲でした。

このうち、廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準値 3 ng -TEQ/g の適用を受ける施設のうち、基準値を上回った施設は 9 施設ありましたが、溶融固化処理等により適正に処理されています。

自主測定を実施していない施設

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条第 1 項または第 2 項に基づく自主測定を実施していなかった施設は次のとおりでした。

ア 排出ガス関係 6 施設 (内訳：未測定 4、未測定のまま施設廃止 2 施設)

イ ばいじん等関係 5 施設 (内訳：未測定 3、未測定のまま施設廃止 2 施設)

廃止をしていない上記 4 施設については、地方振興局が指導した結果、排ガス・ばいじんとも平成 17 年度に測定を実施し、その結果は排出基準以下でした。

2 今後の対応

排出基準を超過していた施設については、改善指導を行い、県においても、平成 17 年度中に排ガス測定を実施し、改善状況を確認することとしています。

年間を通じての稼働休止により測定を実施していない施設の設置者に対しては、使用再開後は早急に自主測定を実施し、結果を報告するよう指導をします。

引き続き、施設の設置者に対し、施設の使用方法、焼却物の選別及び焼却量の適正化等によりできるだけダイオキシン類を低減させるよう指導をします。

(表1)平成16年度自主測定結果報告状況

特定施設等	測定対象 施設数	報告 施設数	測定値			排出 基準 超過	未測定		
			最小値	～	最大値			平均	単位
大気適用施設	157	151	0.0000038	～	8.8	0.69	1	6	
焼結鉛製造用焼結炉	0								
製鋼用電気炉	0								
亜鉛製造用焙焼炉、焼結炉、 溶鉛炉、溶解炉、乾燥炉	0								
アルミニウム合金製造用焙焼炉、 溶解炉、乾燥炉	1	1				0.023			
廃棄物 焼却炉	小計	156	150	0.00	～	8.8	0.69	0	6
	焼却能力200kg/ h以上	63	62	0.00	～	8.3	0.41	0	1
	焼却能力200kg/ h未満	93	88	0.00	～	8.8	0.88	1	5
水質基準適用施設	6	6	0.0015	～	1.2	0.22	0	0	
クラフトパルプの漂白施設	1	1				1.2	0		
硫酸カリウム製造施設のうち廃ガ ス洗浄施設	0						0		
二塩化エチレン洗浄施設	0						0		
アルミナ繊維の製造業の廃ガス洗 浄施設	0						0		
カプロラクタムの製造施設のう ち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサ ン分離施設、廃ガス洗浄施設	0						0		
知床ペーパー又はジ知床ペーパーの製造 の水洗施設、廃ガス洗浄施設	0						0		
ジメチルジメチルイソプロピルアミンの製造業の分離 施設、洗浄施設、熱風乾燥施設	0						0		
アルミニウム・合金製造用炉の排 ガス洗浄施設・湿式集じん施設	0						0		
亜鉛の回収施設のうち、精製施 設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん 施設	0						0		
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施 設及・湿式集じん施設及び灰 の貯留施設	3	3	0.0015	～	0.084	0.094	0		
P C B分解・焼却施設	0						0		
下水道終末処理施設	1	1				0.0041	0		
他の特定施設から排出される 排水の処理施設	1	1				1.2	0		
合計	163	157					1	6	

特定施設等	測定対象 施設数	報告 施設数	測定値			未測定		
			最小値	～	最大値		平均	単位
ばいじん等	156	151	0.00	～	11	0.71	ng - TEQ/g	5

(表2) 排出基準不適合施設

単位：ng -TEQ/mN3

事業場名	所在地	特定施設区分	測定値	基準値	超過原因	対応の状況
(株)ソーゴ東北工場	一関市 真柴字吉ヶ沢20-119	1-0505 (焼却能力50 ~100kg/h)	8.8	5	廃棄物燃焼時に、 燃焼室内で必要な 温度が確保できて いない部分が発生 し、不完全燃焼が 発生。	測定結果判明後、施 設の稼働を休止。 振興局が施設改善指 導実施。 施設改善後、設置者 が再度自主測定を実 施し、結果判明後に 稼働再開の予定。 県においても、稼働 再開後、排ガスの採 取、分析を予定。

(表3) 未測定施設

事業場名	所在地	特定施設区分	未測定理由	対応状況
大森工業株式会社 廃棄物盛岡焼却 場	玉山村 川又字奴屋敷 61-6	1-0503 (焼却能力 0.2~2t/ h)	平成17年2月に実施 を予定していたが、 施設故障により稼働 を休止した。 稼働を再開した4月 に測定を実施。	振興局から、文書により自主測定につい て、指導。 平成17年4月に実施。(排出基準以下)
三陸建設株式会社	大船渡市 猪川町字久名畑 109-5	1-0504(焼却 能力100~ 200kg/h)	平成17年3月に測定 を予定していたが、 施設故障により稼働 を休止した。 稼働を再開した5月 に測定を実施。	振興局から、文書により自主測定につい て、指導。 平成17年5月に実施。(排出基準以下)
有限会社工藤養鶏	西根町 田頭 8-139-1	1-0504(焼却 能力100~ 200kg/h)	測定未実施のまま、 平成16年6月に施設 を廃止。	振興局から、自主測定について、指導。 (平成16年6月に廃止届けを受理)
株式会社嶋製材所	花巻市 桜木町2丁目10-1	1-0505(焼却 能力50~ 100kg/h)	平成17年2月に測定 を予定していたが、 排ガスの測定を行わ ず、焼却灰の測定 のみを実施。 排ガスの測定は4月 に実施。	振興局から、文書により自主測定につい て、指導。 平成17年4月に実施。(排出基準以下)
和同産業株式会社 (2号炉)	花巻市 実相寺 410	1-0505(焼却 能力50~ 100kg/h)	平成13年11月に施設 設置していたが、未 届出であることが判 明し、平成16年12月 に設置届出をした が、自主測定を実 施しなかった。	振興局から、文書により自主測定につい て、指導。 平成17年5月に実施。(排出基準以下)
けせんプレカット 事業協同組合 (2号炉)	住田町世田米4-1他	1-0505(焼却 能力50~ 100kg/h)	自主測定を実施しな いまま、平成17年2 月から休止し、4月 に施設を廃止。	振興局から、文書により自主測定につい て、指導。 (平成17年4月に廃止届けを受理)